

彩の国DMOコンサルティング業務委託 実施要項

1. 企画提案の目的

埼玉県における観光地域づくり法人である彩の国DMOが、埼玉県内の交流人口や関係人口を増加させるとともに、域内の経済効果を高めて、持続可能な地域を実現するための観光地経営を行うにあたり、必要となるコンサルティング業務を委託するため、当該業務を行う者を選定する。

2. 募集概要

(1) 業務名

彩の国DMOコンサルティング事業(以下「本事業」という。)

(2) 契約期間

契約の日から令和3年3月31日(水)まで

(3) 業務内容

別紙「彩の国DMOコンサルティング業務委託仕様書」のとおり。(以下「委託仕様書」という。)

(4) 委託上限額

2,000,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。

3. 参加資格・条件

企画提案に参加する者は、別紙1「企画提案参加意向届」を提出した者で、次の項目をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治体、観光協会または観光地域づくり法人(DMO)のコンサルティング実績があること。

(2) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 埼玉県から指名停止措置、入札参加停止措置を受けている者。

ウ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

エ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日)に基づく入札参加除外措置を受けている者。

4. 応募方法

下記の書類1～4をPDFデータで提出してください。PDFデータにできないものについては、「5. 提出期限及び提出先」にある住所へ提出期限内に郵送してください。

- | |
|--------------------------|
| 1 会社概要 |
| 2 過去の実績一覧(参考資料がある場合は提出可) |
| 3 企画提案書 |
| 4 見積書 |

様式は任意としますが、サイズはA4版をお願いします。

なお、参加される場合は、別紙1「企画提案参加意向届」を令和2年4月30日(木)17時までにメール(saitamadmo@sainokuni-kanko.jp)で提出してください。

※埼玉県物産観光協会が受領後、受領確認のメールを差し上げます。令和2年4月30日(木)までに確認のメールがない場合は、5月1日(金)の10時に(048-647-0500)あてお電話ください。

5. 提出期限及び提出先

(1) 企画書提出期限: 令和2年5月15日(金)正午必着 ※PDFデータで提出すること

(2) 企画書提出先: 一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO推進課

メールアドレス: saitamadmo@sainokuni-kanko.jp

※PDF データにできないものは、次の住所に郵送してください。
〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル5階

6. 提案書について

(1) 企画提案書には、委託仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を必ず記載すること。なお、A4版30ページ以内とする。

ア 委託仕様書「4. 委託業務内容」に基づく、実施内容、方法、及び本事業のKPI(定性的なもので良い。)なお、記載にあたっては次の点を含めること。

① 埼玉県における地域ブランディング業務

- ・埼玉県のブランディングの課題や、ステップ案を記載すること。
- ・前述のステップ案の中で、ワークショップ等を実施する場合は、その方法についても具体的に記載すること。

また、ステップ案は、単年度及び中長期的なステップの2パターンを記載すること。

さらに、彩の国DMO以外に埼玉県のブランディングに関わるべき地域の関係者がいる場合は、役割と合わせて記載すること。

- ・県内2カ所以上で行う予定の、セミナーの実施概要案を記載すること。

② 連携強化地域における地域ブランディング業務

- ・連携強化地域におけるブランディングのステップ案を記載すること。(ただし、①の埼玉県のブランディングと同じステップの場合は省略可とする。)

イ 業務実施スケジュール

ウ アドバイスの実施回数

- ・アドバイスは月2回程度(1回あたり2時間をミーティングを想定)としているが、予算額以内で2回以上可能な場合は、その回数を記載すること。

- ・電話やメールのやり取りについて、回数等の制限がある場合は、その旨を記載すること。

エ 業務実施体制

オ その他、必要と思われる事項

(2) 提案書の作成に際しては、「委託仕様書の内容を具体化したもの」「独自で追加提案するもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

7. 見積書について

以下、の見積書をPDFデータで提出すること。

本事業費に関わる見積書

※上限金額を超えての提案は失格となります

※代表者印を押印すること

※必要な経費の内訳を記載すること

8. 過去のコンサルティングの実績一覧

3(1)を証明するために作成実績一覧等を提出すること。なお、一覧のうち、提供可能な実績を証明する書類(契約書、完了検査結果通知等の写し)があれば、併せて提出すること。

9. 事業者の選考方法

当該実施要項に基づき提出された企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、委託者により「10. 選定にあたっての審査基準」に基づいて内容の審査をおこない、デザインや企画能力、見積価格等を総合的に審査して最優秀提案者を契約先候補者に選定する。

ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を実施し、5者程度を選定することとする。その場合は、プレゼンテーションの可否について、企画提案書を提出した事業者に対し、令和2年5月21日(木)正午までに連絡する。

選考の経緯、内容についての問合せには応じず、また、選考結果に対する異議申立は受付けない。

●プレゼンテーション審査の実施概要

- (1)日時:令和2年5月20日(水)午後を予定(書類選考が入る場合は後ろ倒し)
- (2)方法:テレビ会議システム「zoom」を使用したオンライン審査
- (3)持ち時間:30分(説明20分以内、質疑応答10分以内)
- (4)参加人数:1社につき2名までとする。
- (5)内定通知:審査会終了後5日以内に通知します。
- (6)その他:プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容とし、実務を行う担当者が行うこと。
その際、テレビ会議システム「zoom」の使用環境は事業者が準備すること。

10. 選定にあたっての審査基準

主に、以下(1)～(9)に対して評価を行う。

- (1)仕様書や実施要項を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- (2)地域のブランディングについて専門知識やノウハウを有しているか。
- (3)埼玉県や連携強化地域のブランディングに関する課題やステップは、明確かつ具体的か。
- (4)単年度及び中長期のステップ案は実現可能で有効か。
- (5)セミナーの実施内容は魅力的で有効か。
- (6)実施スケジュールは実現可能なものか。
- (7)アドバイスの実施回数等は、見積額に見合っているか。
- (8)各項目のKPI設定及び達成方法が有効で的確に実施できるか。
- (9)業務実施体制が整っており、適切で柔軟な対応ができるか。

11. 質問について

質問がある場合は、令和2年4月22日(水)15時までに別紙2「質問書」に記入の上、メール(saitamadmo@sainokuni-kanko.jp)で送付すること。質問があった事項については、企画提案参加意向届を提出した全ての事業者に対し、4月24日(金)にメールで連絡する。

12. 契約の締結

審査により最優秀提案者と判断された者と協議の上、契約を締結する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

13. 契約保証金

埼玉県物産観光協会財務規則第70条により、契約金額の100分の1以上とする。ただし、契約の履行が確実と認められるときには免除とする。

14. その他の留意点

- (1)提出された書類は返却しないものとする。
- (2)企画提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (3)提出期限に遅れた場合は失格とする。
- (4)企画提案に係る不正や著作権侵害など、法律に違反する行為が判明した場合には失格とする。また、受託事業者として決定した後、不正等が判明した場合には決定を取り消すこととする。
- (5)企画提案書等の提出は、1提案者につき1提案に限る。
- (6)本業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議を行いながら進めることとする。
- (7)委託業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は発注者に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、発注者が、成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (8)提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

一般社団法人 埼玉県物産観光協会
DMO推進課(担当: 藤田)
電話: 048-647-0500
E-mail: saitamadmo@sainokuni-kanko.jp